目　　次

第１章　総則 1
　第１条（約款の適用） 1
　第２条（約款の変更） 1
　第３条（用語の定義） 1
第２章　　契約 2
　第４条（加入契約の単位） 2
　第５条（加入契約の成立） 2
　第６条（加入申込みの撤回等） 2
　第７条（最低利用期間） 3
　第８条（解約） 3
　第９条（停止および解除） 4
第３章サービス 4
　第１０条（当社が提供する放送サービス） 4
　第１１条（放送サービスの変更） 5
　第１２条（ＰＰＶ等の視聴） 5
　第１３条（一時停止および再開） 6
第４章料金等 6
　第１４条（料金の適用） 6
　第１５条（加入契約料等） 6
　第１６条（利用料） 6
　第１７条（債権譲渡） 8
　第１８条（端数処理） 8
　第１９条（延滞処理） 8
第５章施設等 8
　第２０条（施設の設置および費用の負担等） 8
　第２１条（設置場所の変更） 9
　第２２条（施設の設置場所の無償使用等） 9
　第２３条（機器等の貸与） 9
　第２４条（他の放送サービスの機器等の使用） 9
　第２４条の２（追加の機器等の使用） 10
　第２５条（維持管理責任の範囲） 10
　第２６条（施設の故障等に伴う費用負担） 10
第６章損害賠償 10
　第２７条（放送内容の変更） 10
　第２８条（免責事項） 11
第７章ＩＣカード 11
　第２９条（Ｂ－ＣＡＳカードの取扱い） 11
　第３０条（Ｃ－ＣＡＳカードの貸与） 11
　第３１条（Ｃ－ＣＡＳ カードの紛失等） 11
　第３２条（Ｃ－ＣＡＳ カードの再発行） 12
　第３３条（Ｃ－ＣＡＳ カードの返却） 12
第８章雑則 12
　第３４条（禁止事項） 12

第３５条（加入者の氏名等の変更）.....12
第３５条の２（加入者の地位の承継）.....12
第３６条（加入申込書記載事項の変更）.....12
第３７条（加入者に係る情報の取扱い）.....12
第３８条（準拠法）.....13
第３９条（合意管轄）.....13
第４０条（言語）.....13
第４１条（定めなき事項）.....13
第９章　附帯サービス.....13
第４２条（放送サービスの情報提供）.....13
第４３条（Ｊ：ＣＯＭ　オン・デマンドサービスの利用）.....13
第４４条（緊急地震速報サービスの利用）.....13
料金表　　14
１.加入契約料.....14
２.利用料(月額).....14
附則　　40
共聴施設地デジコースに関する特約.....54
クレジットカード支払いに関する特約.....60
別記１（第７条関連）別に定める特定事業者.....61
別記２（第１２条関連）ＰＰＶ等の個別視聴申込方法.....61
別記３（第１４条関連）料金の支払方法.....61
別記４（第３７条関連）加入者に関する情報.....62

第１章　総則

第１条（約款の適用）

江戸川ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）は、このＪ：ＣＯＭ　ＴＶサービス加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によるサービス（附帯するサービスを含みます。）を提供します。

２．当社が提供する有線テレビジョン放送施設によるサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第２条（約款の変更）

当社は、総務大臣に届出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

２　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第３条（用語の定義）

この約款において使用する用語は、有線テレビジョン放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
（１）有線テレビジョン放送サービス	当社が、当社の有線テレビジョン放送施設により提供する有料放送サービスを総称していいます。（以下、「放送サービス」といいます。）
（２）有線テレビジョン放送サービス加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約（以下「加入契約」といいます。）
（３）集合住宅契約	共同住宅、集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）に当社施設の設置（導入）を行うための基本となる契約
（４）加入者	当社と加入契約を締結した者
（５）加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
（６）ＰＰＶ	課金単位が一の放送番組となっている有料の放送サービス
（７）ＰＰＤ	課金単位が一日となっている有料の放送サービス
（８）ＰＰＳ	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている有料の放送サービス
（９）ＰＰＶ等	ＰＰＶ、ＰＰＤ、およびＰＰＳを総称していいます。
（１０）セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器（ＩＣカードを除きます。以下「ＳＴＢ」といいます。）
（１１）ケーブルモデム	ＳＴＢと当社施設との間で、課金情報の送受信を行う電気通信機器（以下「ＣＭ」といいます。）
（１２）機器等	当社が加入者に貸与する機器およびその他付属品をいいます。

（１３）ＩＣ カード	ＳＴＢに常時装着されることにより、ＳＴＢを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのＩＣ を組み込んだカード
（１４）Ｂ－ＣＡＳカード	地上デジタル、ＢＳデジタル放送用ＩＣカード
（１５）Ｃ－ＣＡＳカード	Ｊ:ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスおよびＪ:ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスおよびミニデジタルサービス用ＩＣカード

第２章 契約

第４条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第５条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

２．当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

（１）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（２）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

（３）加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合

（４）加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

（５）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

（６）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

（７）加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合

（８）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

（９）約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

３．有料番組（ＰＰＶ等は除きます。）を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。

４．一部の有料番組およびＰＰＶ等については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。

５．当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第６条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して８日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。（ＰＰＶ等は除きます。）

２．前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

３．第１項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請

求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

４．前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第７条（最低利用期間）

Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスおよびＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスには、６ヶ月間の最低利用期間があります。

２．加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を１と起算して６ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

３．当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

（１）　当社または別記１に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合

（２）　第９条（停止および解除）第３項および第４項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

４．加入者が第１１条（放送サービスの変更）をした場合（地デジ・BS パック用サービスに係る変更の場合を除きます。）は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、６ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

５．加入者が、第３項第１号の別記１に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。

６．加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第８条（解約）

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の１０日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

２．加入者は解約の場合、第１６条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

３．解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

４．解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

５．加入者は本条に定める解約、および第９条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

６．加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第９条（停止および解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第８条（解約）の規定に準じて取り扱います。

２．前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

３．当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

４．共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第３章 サービス

第１０条（当社が提供する放送サービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。

（１）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービス

（ア）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組サービス

放送法第２条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のＪ：ＣＯＭ　ＴＶデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル有料番組サービス

放送法第２条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル有料番組サービスはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

（２）Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクトサービス

（ア）Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト基本番組サービス

放送法第２条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のＪ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ）Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組サービス

放送法第２条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。

ただし、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組サービスはＪ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

（３）パッケージサービス

前２号の当社の基本番組サービスまたは地デジ・ＢＳ パック用サービスと、有料番組サービスのうち当社が定める有料放送を合わせて提供するサービス

（４）ミニデジタルサービス

（ア）ミニデジタル基本番組サービス

放送法第２条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のミニデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ）ミニデジタル有料番組サービス

放送法第２条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、ミニデジタル有料番組サービスはミニデジタル基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

（５）地デジ・ＢＳパック用サービス

（６）その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス

第１１条（放送サービスの変更）

加入者は、当社が提供する基本番組サービスの変更を申込むことができます。

２．基本番組サービスの変更の場合には、第５条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。

３．変更の申込を当社が承諾した場合、加入者は、別に定めるサービス変更手数料を支払っていただきます。

４．変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

５．当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

６．基本番組サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。

７．地デジ・BS パック用サービスへの変更を行なう場合は、第１種定期契約及び第２種定期契約の規定により取り扱います。

８　ミニデジタル基本番組サービスの加入者が、他の基本番組サービスへの変更を行なった場合、再度ミニデジタル基本番組サービスへの変更を申込むことはできません。

第１２条（ＰＰＶ等の視聴）

ＰＰＶ等の視聴は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスの加入者（以下、本条において同じ）に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線）状況により利用できない場合があります。

２．加入者は、ＰＰＶ等を利用する場合には、課金単位ごとに別に定める方法により個別の申込みを行わなければなりません。

３．　前項の申込みを行った場合においては、加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。

４．　課金単位ごとの料金は、この約款規定の料金に従って当社の指定する番組検索サービス（以下「ＥＰ

G」といいます。）により確認することができます。
5．当社は、一ヶ月の間のＰＰＶ等の利用料金（当社が把握するもの）を、５０，０００円（消費税は含みません。）を基準額として、ＰＰＶ等の利用制限をさせていただきます。
6．ＳＴＢとＣＭの不接続または、当社がその機器間の通信状況を確認できない場合も前項と同様に取り扱います。
7．加入者は、ＰＰＶ等を利用できないように、当社施設側において、措置を講ずることおよびその措置を解除することを当社に請求することができます。
8．加入者宅に設置した当社の機器およびＩＣカードを通じて、加入者以外のものが第１項の申込を行った場合でも、加入者はその利用にかかる料金の支払い義務を負います。

第１３条（一時停止および再開）

加入者は、当社が提供する基本番組サービスの一時停止またはその再開を希望する場合は、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止は申し出のあった翌月の初日、再開は加入者が指定する月の初日に行うものとし、その期間について支払を要する料金は、別に定めます。
2．前項の一時停止期間は、１ケ月単位を基本とし、最長３ヶ月とします。
3．当社は、加入者が一時停止の取り扱いを受けていた場合で、第２項の期間終了後、基本番組サービスを再開した日の属する月から３ヶ月を経過していない場合は、一時停止の申し出を承諾しません。
4．当社は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、一時停止および再開を取扱います。

第４章　料金等

第１４条（料金の適用）

当社が提供するサービスの料金は、加入契約料、利用料（ＰＰＶ等の料金を含みます。）、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。
2　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第１５条（加入契約料等）

加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入契約料、引込・宅内工事費等を減額することがあります。
2．加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
3．加入者は、第１１条（放送サービスの変更）を行った場合には、加入契約料の支払いを要しません。

第１６条（利用料）

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
（1）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービス	
（ア）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料を毎月支払うものとします。

（イ）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶデジタル有料番組利用料	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を毎月支払うものとします。
（2）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービス	
（ア）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクト基本番組利用料	Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からＪ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト基本番組利用料を毎月支払うものとします。
（イ）Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組利用料	Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からＪ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタル　コンパクト有料番組利用料を毎月支払うものとします。 ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を毎月支払うものとします。
（3）パッケージサービス	
（ア）デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料	デジタルＷＯＷＯＷパッケージサービスの提供を受け始めた日の翌日からＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ　デジタルコンパクト基本番組利用料、ミニデジタル基本番組利用料または地デジ・ＢＳ パック用サービス利用料を支払うものとし、サービスの提供を受け始めた日を含む月の翌月からデジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料を毎月支払うものとします。 また、２台目以降のＳＴＢでもデジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、２台目以降のＳＴＢ使用料のほか、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からデジタルＷＯＷＯＷ視聴料を追加して毎月支払うものとします。
（4）その他のサービス利用料	
当社と加入者の別途合意によるサービスの提供を受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。 ただし、録画機能付きＳＴＢおよび追加の簡易ＳＴＢの利用については、利用を開始した日の翌日から利用料を毎月支払うものとします。	
（5）ミニデジタルサービス	
（ア）ミニデジタル基本番組サービス	ミニデジタル基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からミニデジタル基本番組利用料を毎月支払うものとします。

（イ）ミニデジタル有料番組サービス	ミニデジタル有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からミニデジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を支払うものとします。

２．当社が、第１０条（当社が提供する放送サービス）に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して１０日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合および第９条（停止および解除）の規定による場合は、この限りではありません。

３．日本放送協会（ＮＨＫ）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含みます。）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第１７条（債権譲渡）

加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第１８条（端数処理）

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

２．料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

３．実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第１９条（延滞処理）

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

２．前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年１４．５％の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

３．当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第５章　施設等

第２０条（施設の設置および費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。

２．加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとしま

す。
３．共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
４．当社がこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第２１条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
（１）変更先が同一敷地内の場合
（２）変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
２．加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
３．加入者は、第２０条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第２２条（施設の設置場所の無償使用等）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
２．加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第２３条（機器等の貸与）

当社は、加入者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。
２．加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
３．加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第８条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
４．加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
５．当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第２４条（他の放送サービスの機器等の使用）

Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスおよびミニデジタルサービスの加入者は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスのためのＳＴＢ（付属品を含みます）の追加使用を申し出ることができます。
２．当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。
３．前２項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。
４．加入者は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスおよびミニデジタルサービスを解約した場合にもか

かわらず、追加した第１項の他の放送サービスの機器等の使用を継続する場合には、使用を継続する放送サービスに移行したものとみなします。この場合はその料金に従っていただきます。

５．加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。

６．加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第８条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第２４条の２（追加の機器等の使用）

Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタルサービス、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスおよびミニデジタルサービスの加入者は、追加の簡易ＳＴＢ（付属品を含みます）の使用を申し出ることができます。

２． 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

３． 前２項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。

４． 加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタルサービスおよびＪ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスを解約した場合、追加の簡易ＳＴＢの使用については、第８条の規定に準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。

５． 加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。

６．加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第８条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

７．追加の簡易ＳＴＢによるＪ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル有料番組サービス、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクト有料番組サービスの利用、ミニデジタル有料番組サービスの利用、ＰＰＶ等の視聴およびＪ：ＣＯＭ オン・デマンドサービスの利用はできません。

第２５条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

２．加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第２６条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

２．加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第６章　損害賠償

第２７条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第２８条（免責事項）

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

（１）天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

（２）当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合

（３）当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合

（４）落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合

（５）録画機能付きＳＴＢの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の、録画物の消失

２．当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第７章ＩＣカード

第２９条（Ｂ－ＣＡＳカードの取扱い）

ＳＴＢに挿入されるＢ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第３０条（Ｃ－ＣＡＳカードの貸与）

当社は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタルサービス、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスおよびミニデジタルサービスの加入者に、Ｃ－ＣＡＳカードをＳＴＢ１台に１枚を貸与します。

２．Ｃ－ＣＡＳ カードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は、第８条（解約）および第９条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、ＳＴＢに常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってＣ－ＣＡＳ カードを管理しなければなりません。

３．加入者の責めによらないＣ－ＣＡＳ　カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、Ｃ－ＣＡＳカードを交換することがあります。

４．加入者は、Ｃ－ＣＡＳ カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。

５．加入者は、次の各号を行うことはできません。

（１）Ｃ－ＣＡＳカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること

（２）Ｃ－ＣＡＳカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第３１条（Ｃ－ＣＡＳ カードの紛失等）

加入者は、Ｃ－ＣＡＳ カードを紛失しまたは盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

２．当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該Ｃ－ＣＡＳ　カードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりＣ－ＣＡＳ カードが使用された場合は、ＰＰＶ等に係る料金は加入者の負担となります。

第３２条（Ｃ－ＣＡＳ カードの再発行）

当社は、Ｃ－ＣＡＳ カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定めるＣ－ＣＡＳ　カード再発行手数料を支払わなければなりません。

第３３条（Ｃ－ＣＡＳ カードの返却）

加入者は、第８条（解約）および第９条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しＣ－ＣＡＳ カードを直ちに返却しなければなりません。

第８章　雑則

第３４条（禁止事項）

加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

２．加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。

３．前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

４．当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。

５．加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第３５条（加入者の氏名等の変更）

加入者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第３５条の２（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

２．前項の場合に、相続人が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３．前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの１人を代表者として扱います。

４．第１項および第２項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第３６条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社に申し出るものとします。

第３７条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社もしくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第３８条（準拠法）

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第３９条（合意管轄）

加入者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第４０条（言語）

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第４１条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第９章　附帯サービス

第４２条（放送サービスの情報提供）

当社は、放送サービスの内容および放送時間を、原則としてＥＰＧにより提供するものとします。ただし、ＥＰＧにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。

２．当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第４３条（Ｊ：ＣＯＭ　オン・デマンドサービスの利用）

Ｊ：ＣＯＭ　オン・デマンドサービスは、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービス、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービス、地デジ・ＢＳ　パック用サービスまたはその他当社が別途定めるサービスの加入者に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

２　Ｊ：ＣＯＭ　オン・デマンドサービスは別に定める規約により提供するものとします。

第４４条（緊急地震速報サービスの利用）

当社は、加入者に対しそのサービス区域内で、緊急地震速報サービスの提供を行います。

２　緊急地震速報サービスは別に定める緊急地震速報利用規約により提供するものとします。

料金表

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">項目</td><td>サービス名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービス</td><td>②Ｊ:ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルコンパクトサービス</td><td>③地デジ・BS パック用サービス</td><td>④ミニデジタルサービス</td></tr>
<tr><td colspan="3">分類</td><td>デジタル方式による放送サービスおよび双方向通信機能を提供するもの</td><td>①のサービスのうち、一部の番組の提供を制限したもの</td><td>②のサービスのうち、一部の番組の提供を制限したもの</td><td>②のサービスのうち、双方向通信機能および一部の番組の提供を制限したもの</td></tr>
<tr><td colspan="7">料金</td></tr>
<tr><td colspan="3">１.加入契約料</td><td colspan="4">無料</td></tr>
<tr><td colspan="7">２.利用料(月額)</td></tr>
<tr><td colspan="3">番組利用料
※注１</td><td>Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料
４，９８０円（税込５，２２９円）</td><td>Ｊ:ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクト
基本番組利用料
４，１８０円（税込４，３８９円）</td><td>地デジ・BS パック用サービス利用料
１，１４３円
（税込１，２００円）</td><td>ミニデジタル基本番組利用料
３，２００円
（税込３，３６０円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">録画機能付きＳＴＢの利用料
※ 注２</td><td>タイプⅠ</td><td>タイプⅡ・タイプⅢ以外のもの</td><td>800 円（税込 840 円）/ＳＴＢ１台毎
Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。</td><td>1,000 円（税込 1,050 円）／ＳＴＢ１台毎
Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクト基本
番組利用料に追加して支払っていただきます。</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>光学ドライブ内蔵のもの</td><td>1,200 円（税込 1,260 円）/ＳＴＢ１台毎
Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

	タイプⅢ	ＢＤドライブ内蔵のもの	3,500円(税込3,675円) /ＳＴＢ1台毎 J:COM ＴＶデジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。 ※番組表（1冊）を無料で配送します。	－	－	－
デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料　※注３			6,980円(税込7,329円) ※デジタルＷＯＷＯＷ視聴料を含みます。 ※２台目以降のＳＴＢでもデジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、２台目以降のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として900円(税込945円)、３台目のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として2,300円（税込2,415円）を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。	6,180　円　（税込6,489円） ※デジタルＷＯＷＯＷ視聴料を含みます。 ※２台目以降のＳＴＢでもデジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、２台目以降のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として900円(税込945円)、３台目のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として2,300円(税込2,415円)を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。	３，１４３円（税込３，３００円） ※デジタルＷＯＷＯＷ視聴料を含みます。 ※２台目以降のＳＴＢでもデジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、２台目以降のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として９００円（税込９４５円)、３台目のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として２，３００円（税込２，４１５円）を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。	５，２００円（税込５，４６０円）※デジタルＷＯＷＯＷ視聴料を含みます。 ※２台目以降のＳＴＢでもデジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、２台目以降のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として９００円（税込９４５円)、３台目のＳＴＢ使用料のほか、デジタルＷＯＷＯＷ視聴料として２，３００円（税込２，４１５円）を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。
有料番組利用料　※注４						

スター・チャンネル　ハイビジョン	1,950 円(税込 2,048 円)	1,950 円（税込 2,048 円）	１，９５０ 円（税込２，０４８円）	１，９５０ 円（税込２，０４８円）
スター・チャンネルプラス				
スター・チャンネル　クラシック				
スター・チャンネル　オン　デマンド　※注５			－	－
衛星劇場 HD	2,000 円(税込 2,100 円)	2,000 円（税込 2,100 円）	2,000 円（税込 2,100 円）※注１０	２，０００円（税込２，１００円）
衛星劇場　オンデマンド　※注５			－	－
グリーンチャンネル　※注６	1,200 円(税込 1,260 円)	1,200 円（税込 1,260 円）	1,200 円（税込 1,260 円）注１０	１，２００円（税込１，２６０円）
グリーンチャンネル２　※注６				
フジテレビ ONE※注７	－	1,000 円（税込 1,050 円）	－	１，０００円（税込１，０５０円）
フジテレビ TWO※注７				
フジテレビ NEXT	1,000 円(税込 1,050 円)	1,200 円（税込 1,260 円）	1,200 円（税込 1,260 円）※注１０	１，２００円（税込１，２６０円）
フジテレビ ONE※注７	－	1,350 円（税込 1,418 円）	1,350 円（税込 1,418 円）※注１０	１，３５０円（税込１，４１８円）
フジテレビ TWO※注７				
フジテレビ NEXT※注７				
ＡＴ－Ｘ	1,800 円(税込 1,890 円)	1,800 円（税込 1,890 円）	１，８００円（税込１，８９０円）※注１０	１，８００円（税込１，８９０円）

東映チャンネル	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円（税込 1,575 円）	1,500 円（税込 1,575 円）※注１０	１，５００円（税込１，５７５円）
レジャーチャンネル	900 円(税込 945 円)	900 円（税込 945 円）	－	９００円（税込９４５円）
デラックスアダルトセット	3,900 円（税込 4,095 円）	3,900 円（税込 4,095 円）－	－	－
デラックスアダルトセットオン デマンド※注５				
プレイボーイ・ルビーセット ※注８９	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円（税込 2,625 円）－	－	２，５００円（税込２，６２５円）※注１１
プレイボーイ・チャンネル	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円（税込 2,415 円）	2,300 円（税込 2,415 円）※注１０	２，３００円（税込２，４１５円）※注１１
チャンネル・ルビー	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円（税込 2,415 円）－	－	２，３００円（税込２，４１５円）※注１１
ミッドナイト・ブルー	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円（税込 2,415 円）－	2,300 円（税込 2,415 円）※注１０	２，３００円（税込２，４１５円）※注１１
Ｊ ｓｐｏｒｔｓ Ｐｌｕｓ	1,300 円(税込 1,365 円)	1,300 円（税込 1,365 円）	1,300 円（税込 1,365 円）※注１０	１，３００円（税込１，３６５円）
クラシカ・ジャパン	2,000 円(税込 2,100 円)	2,000 円（税込 2,100 円）	－	２，０００円（税込２，１００円）
クラシカ・ジャパン オン デマンド ※注５		－	－	－
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円（税込 2,415 円）	－	２，３００円（税込２，４１５円）

Ｍｎｅｔ	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円（税込 1,575 円）	1,500 円（税込 1,575 円）※注１０	１，５００円（税込１，５７５円）
Ｍｎｅｔ　オンデマンド　※注５		－	－	－
KNＴＶ	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円（税込 2,625 円）	－	２，５００円（税込２，６２５円）
上記以外のチャンネル	別に定める金額			－
ＰＰＶ等の利用料	課金単位ごとＥＰＧによりご確認ください。	課金単位ごとＥＰＧによりご確認ください。	-	－
２台目以降の機器使用料	1,980 円(税込 2,079 円)／ＳＴＢ１台毎	1,500 円(税込 1,575 円)／ＳＴＢ１台毎	476.2 円（税込 500 円）／ＳＴＢ１台毎	－
第２４条（他の放送サービスの機器の使用）に規定する機器等使用料	1,500 円(税込 1,575 円)／Ｊ：ＣＯＭＴＶ　コンパクトサービス用ＳＴＢ１台毎	－※追加する機器としてのＳＴＢの使用料は、適用しません。	-	１，５００円（税込１，５７５円）/J:COM ＴＶデジタル　コンパクトサービス用ＳＴＢ１台毎
第２４条の２（追加の機器等の使用）に規定する機器等使用料	400 円（税込 420 円）／追加の簡易ＳＴＢ１台毎	400 円(税込 420 円)／追加の簡易ＳＴＢ１台毎	-	４００円（税込　４２０円）/追加の簡易ＳＴＢ１台毎

一時停止期間中の利用料	1,000 円(税込 1,050 円)／ＳＴＢ１台毎 録画機能付きＳＴＢ（タイプⅠ）の場合は、2,000 円(税込 2,100 円）／ＳＴＢ１台毎 録画機能付きＳＴＢ（タイプⅡおよびタイプⅢ）の場合は、2,500 円(税込 2,625 円）/ＳＴＢ１台毎	1,000 円（税込 1,050 円）／ＳＴＢ１台毎 録画機能付きＳＴＢ（タイプⅠ）の場の場合は、2,000 円（税込 2,100 円）／ＳＴＢ１台毎	－	５００円 （税込　５２５円）/ＳＴＢ１台毎
番組表料金	１冊目は、無料 ２冊目以降は、200 円(税込 210 円)／番組表１冊毎	１冊目は、無料 ２冊目以降は、200 円（税込 210 円） ／番組表１冊毎	－	２冊目以降は、２００円（税込２１０円）／番組表１冊毎
第７条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、デジタルWOWOWパッケージの場合には、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶデジタル基本番組利用料に相当する額とします。	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、デジタルWOWOWパッケージの場合には、Ｊ:ＣＯＭ　ＴＶデジタル　コンパクト基本番組利用料に相当する額とします。	－	－
３.工事費、損害金等				
引込・宅内工事費				
戸　　建	実　　費　※注９、※注１２			
集合住宅	実　　費　※注９、※注１２			
その他の工事費	実　　費　※注９			

故障点検・補修費	実　　費　※注９			
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	30,000 円／ＳＴＢ（追加の簡易ＳＴＢを含む）1 台毎 5,000 円／ＣＭ1 台毎 50,000 円／録画機器付きＳＴＢ（タイプⅠ）１台毎 80,000 円／録画機器付きＳＴＢ（タイプⅡ）１台毎 92,000 円／録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢ）1 台毎／録画機能付きＳＴＢ1 台毎			
	3,000 円／ＳＴＢ専用リモコン 5,000 円／録画機能付きＳＴＢ専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎			
	実費／取扱説明書			
その他特記事項	－	－	第１種定期契約または第２種定期契約を締結している場合にのみ、提供します。	本約款の（アナログ放送およびデジタル放送に関する経過措置）の規定による加入者に限り、申込みを承諾するものとします。
４.手続きに関する料金				
Ｂ－ＣＡＳカード再発行手数料	1,905 円（税込 2,000 円）			
Ｃ－ＣＡＳカード再発行手数料	5,000 円（税込 5,250 円）			
延滞手数料	600 円（税込 630 円）			
５.定期契約の適用				
5-1 第１種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ（1 年契約）】				
区　分	内　　容			

<table>
<tr>
<td>（1）定義等</td>
<td>ア 第１種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結している地デジ・BS パック用サービスの加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。なお、この契約は当社が別に定める規約のマンスリー・オン・デマンドサービス（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。
<table>
<tr><th>区分</th><th>他に契約しているサービス</th></tr>
<tr><td>コース
Ⅰ</td><td>電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいす。）に規定するプライマリ電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）</td></tr>
<tr><td>コース
Ⅱ</td><td>インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース、に限ります。（以下本規定において同じとします。））</td></tr>
<tr><td>コース
Ⅲ</td><td>電話サービスおよびインターネット接続サービス</td></tr>
</table>
イ 当社は、地デジ・BS パック用サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第１種定期契約を締結します。
ウ 当社は、第５条第２項の規定による場合、第１種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
エ 当社は、この契約を承諾した場合、地デジ・BS パック用サービス利用料について、料金表の定めにかかわらず、承諾した日の翌日から、314 円（税込 330 円）を適用します。</td>
</tr>
</table>

（２） 第1 種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第１種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第１種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第１種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ 当社は、次の場合には、第１種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （５）当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 （７）加入者が地デジ・BS パック用サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 （８）加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合 （９）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合 （１０） 加入者がマンスリー・オン・デマンドサービスの解約を行なう場合 ウ 当社は、第１種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BS パック用サービスを解除します。 エ 加入者は、第１種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第１種定期契約の解除を行なう場合、第１種定期契約に係る解除料 3,500 円（税込 3,675 円）の支払いを要します。 オ 当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第１種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 カ 当社は第１種定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。 キ 加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第１種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）イ（７）により、第１種定期契約の解除を行なう場合 （３）イ（９）により、第１種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合

	（4）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

<table>
<tr><td colspan="2">5-2 第２種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ（２年契約)】</td></tr>
<tr><td>区　分</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>（１）
定義等</td><td>ア 第２種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結している地デジ・BS パック用サービスの加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。なお、本契約は当社が別に定める規約のマンスリー・オン・デマンドサービス（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。
<table>
<tr><td>区分</td><td>他に契約しているサービス</td></tr>
<tr><td>コース
Ⅰ</td><td>電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定するプライマリ電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）</td></tr>
<tr><td>コース
Ⅱ</td><td>インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース、に限ります。（以下本規定において同じとします。））</td></tr>
<tr><td>コース
Ⅲ</td><td>電話サービスおよびインターネット接続サービス</td></tr>
</table>
イ 当社は、地デジ・BS パック用サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第２種定期契約を締結します。
ウ 当社は、第５条第２項の規定による場合、第２種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
エ　当社は、この契約を承諾した場合、地デジ・BS パック用サービス利用料について、料金表の定めにかかわらず、承諾した日の翌日から、314 円（税込 330 円）を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）
第２種定期契約の更新および解除</td><td>ア 当社は、第２種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第２種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第２種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ 当社は、次の場合には、第２種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サー</td></tr>
</table>

ビスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合

（５）当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合

（６）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合

（７）加入者が地デジ・BS パック用サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合

（８）加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合

（９）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合

（１０） 加入者がマンスリー・オン・デマンドサービスの解約を行なう場合

ウ 当社は、第２種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BS パック用サービスを解除します。

エ 加入者は、第２種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第２種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第２種定期契約に係る解除料の支払いを要します。

区分	解除料
コースⅠまたはコースⅡの解除を行なう場合	4,500 円（税込 4,725 円）
コースⅢの解除を行なう場合	8,500 円（税込 8,925 円）

オ 当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第２種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

カ 当社は第２種定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。

キ 加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第２種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。

（１）加入者が、転居により地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

（２）イ（７）により、第２種定期契約の解除を行なう場合

（３）イ（９）により、第１種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合

<table>
<tr><td colspan="2">５－３.第 3 種定期契約【お得プラン（１年契約)】</td></tr>
<tr><td>区　分</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>（１）
定義等</td><td>ア　第 3 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースに限ります。(以下本規定において同じとします。)）およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。)）の契約を締結している J:COM TV デジタルサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。
イ　当社は、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 3 種定期契約を締結します。
ウ　当社は第５条第２項の規定による場合、第 3 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>（２）
基本番組利用料等の取扱い</td><td>ア　J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表　２　利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ デジタル基本番組利用料（月額）</td></tr>
<tr><td>4,000 円（税込 4,200　円）</td></tr>
</table>
イ　第 3 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
ウ　加入者は、第３種定期契約を締結している期間、録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、本表２．利用料（月額）記載に関わらず 2,500 円（税込 2,625 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。</td></tr>
<tr><td>（３）
第 3 種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第 3 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 3 種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 3 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第 3 種定期契約の解除を行ないます。
（１）加入者が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サ</td></tr>
</table>

	ービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）加入者が J:COM TV デジタルサービスの一時停止を行なう場合 （5）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （6）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （7）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 （8）加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 （9）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第 3 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 3 種定期契約の解除を行なう場合、第 3 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 8,925 円）の支払いを要します。 エ　当社は、NET 約款およびプライマリ電話約款で定める第 3 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 3 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 3 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

５－４.第 4 種定期契約【お得プラン（２年契約)】	
区　分	内　　容
（１） 定義等	ア　第 4 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースに限ります。(以下本規定において同じとします。)）およびプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス。(以下本規定において「電話サービス」といいます。)）の契約を締結している J:COM TV デジタルサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が料金表　５－３　第 3 種定期契約（１）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 4 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第５条第２項の規定による場合、第 4 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２） 基本番組利用料等の取扱い	ア　J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表　２　利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ デジタル基本番組利用料（月額） 4,000 円（税込 4,200　円） イ　第 4 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。 ウ　加入者は、第４種定期契約を締結している期間、録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、本表２．利用料（月額）記載に関わらず 2,500 円（税込 2,625 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。

（3） 第 4 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第 4 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 4 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 4 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 4 種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）加入者が J:COM TV デジタルサービスの一時停止を行なう場合 （5）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （6）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （7）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 （8）加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 （9）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第 4 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 4 種定期契約の解除を行なう場合、第 4 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 8,925 円）の支払いを要します。 エ　当社は、NET 約款およびプライマリ電話約款で定める第 4 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。 オ　当社は第 4 種定期契約の適用を受ける加入者には、第 7 条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 4 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

5-5.第 5 種定期契約【ブルーレイ HDR 長期契約タイプ（１年契約)】	
区　分	内　　容
（１） 定義等	ア 第 5 種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限ります。以下同じとします。）加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第 5 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ 当社は、J:COM TV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 5 種定期契約を締結します。 ウ 当社は、第５条第２項の規定による場合、第 5 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２） 利用料の取扱い	ア J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第 5 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表　２　利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 録画機能付き STB（タイプⅢ）の利用料 2,500 円（税込 2,625 円）/ＳＴＢ1 台毎 イ 第 5 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

（３） 第 5 種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第 5 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 5 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 5 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　録画機能付き STB を複数台使用する場合は、第 5 種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ 当社は、次の場合には、第 5 種定期契約の解除を行ないます。 （１）加入者が J:COM TV デジタルサービスの解約または一時停止を行なう場合 （２）加入者が第 5 種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 （３）当社が J:COM TV デジタルサービスの解除または提供の停止を行なう場合 （４）加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 エ 加入者は、第 5 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 5 種定期契約の解除を行なう場合、第 5 種定期契約に係る解除料 4,500 円（税込 4,725 円）の支払いを要します。 オ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 5 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM の放送サービス対応物件となる場合 （３）録画機能付き STB を複数台使用する場合で、２台目以降の録画機能付き STB の使用を停止する場合

5-6.第 6 種定期契約【ブルーレイ HDR 長期契約タイプ（2 年契約）】	
区　分	内　　容
（１） 定義等	ア 第 6 種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限ります。以下同じとします。）加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第 6 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して 2 年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ 当社は、J:COM TV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第 6 種定期契約を締結します。 ウ 当社は、第５条第２項の規定による場合、第 6 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

<table>
<tr>
<td>（2）
利用料の
取扱い</td>
<td>ア J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きＳＴＢの提供を受けている場合は、第 6 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表 2 利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><th>録画機能付き STB（タイプⅢ）の利用料</th></tr>
<tr><td>2,500 円（税込 2,625 円）／ＳＴＢ1 台毎</td></tr>
</table>
イ 第 6 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。</td>
</tr>
</table>

（3） 第 6 種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第 6 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 6 種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 6 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　録画機能付き STB を複数台使用する場合は、第 6 種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ 当社は、次の場合には、第 6 種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が J:COM TV デジタルサービスの解約または一時停止を行なう場合 （2）加入者が第 6 種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 （3）当社が J:COM TV デジタルサービスの解除または提供の停止を行なう場合 （4）加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 エ 加入者は、第 6 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 6 種定期契約の解除を行なう場合、第 6 種定期契約に係る解除料 9,500 円（税込 9,975 円）の支払いを要します。 オ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 6 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）録画機能付き STB を複数台使用する場合で、2 台目以降の録画機能付き STB の使用を停止する場合

5-7.特別定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶプレミアム・Ｊ：ＣＯＭトリプルプレミアム】

区　分	内　　容
（1） 定義等	ア 特別定期契約とは、表1に定めるサービスの契約を締結しているＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの加入者または加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表１に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して表2に定める期間が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

表1

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ 【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶプレミアム】	録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限ります。）
コースⅡ 【Ｊ：ＣＯＭトリプルプレミアム】	録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限ります。）、プライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定するプライマリ電話サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。以下本規定において「電話サービス」といいます。）およびインターネット接続サービス契約約款（以下「ＮＥＴ 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（特別定期契約に定めるものに限ります。以下本規定において同じとします。）

表2

世帯区分		契約期間
1	Ｊ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている場合	当社が申込を承諾した表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表１に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年
2	1以外の場合	当社が申込を承諾した表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表１に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して2年

イ　当社は、第５条第２項の規定による場合、特別定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）
利用料の
取扱い

ア 特別定期契約を締結しているＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの加入者は、上表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表１に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、次表に定める料金額の支払を要します。

料金額（月額）
11,905 円（税込 12,500 円）

イ 特別定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

ウ　上表に定める料金額には、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶデジタル基本番組利用料、録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限ります。）1 台分の利用料および番組表料金 1 冊分を含みます。

エ　加入者は、特別定期契約を締結している期間、次表に定めるサービスの利用料等について、その支払いを要しません。

1　Ｊ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの 2 台目の機器使用料
2　録画機能付ＳＴＢ（タイプⅠに限ります。）1 台分の利用料
3　番組表料金（2 冊目）
4　次表に定める有料番組利用料またはＪ：ＣＯＭオンデマンド月額利用料のうち 3 項目

ア	デジタルＷＯＷＯＷ（株式会社ＷＯＷＯＷとの直接契約の場合を除きます。）
イ	スター・チャンネルハイビジョン
	スター・チャンネルプラス
	スター・チャンネルクラシック
	スター・チャンネルオン デマンド
ウ	衛星劇場
	衛星劇場 オン デマンド
エ	グリーンチャンネル
	グリーンチャンネル２
オ	フジテレビ ＮＥＸＴ
カ	ＡＴ－Ｘ
キ	東映チャンネル
ク	レジャーチャンネル
ケ	プレイボーイ・チャンネル
コ	チャンネル・ルビー
タ	ミッドナイト・ブルー
チ	Ｊ ｓｐｏｒｔｓ Ｐｌｕｓ
ツ	クラシカ・ジャパン
	クラシカ・ジャパンオン デマンド
テ	タカラヅカ・スカイ・ステージ

ト	ＭＮＥＴ
	ＭＮＥＴ オン デマンド
ナ	ＫＮＴＶ
ニ	Ｊ：ＣＯＭ オン デマンド（カラオケ）
ヌ	Ｊ：ＣＯＭ オン デマンド（ＮＨＫオンデマンド（見逃し見放題パックに限ります。））

注 1. 同項目を複数選択する場合は、選択した数分を項目数として取り扱います。

注 2.上表の項目の変更を行う際は、当社が申込を承諾した日を含む月の翌月から取扱います。

オ　加入者は、特別定期契約を締結している期間、2 台目以降の録画機能付 STB（タイプⅢに限ります。）を利用する場合は、本表２．利用料（月額）記載に関わらず 2,500 円（税込 2,625 円）/ＳＴＢ1 台毎とします。

<table>
<tr>
<td>（３）
特別定期契約の更新および解除</td>
<td>
ア 当社は、特別定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に特別定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より特別定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ 当社は、次の場合には、特別定期契約の解除を行ないます。
（１）コースⅠの場合において、加入者がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの解約を行なう場合
（２）コースⅡの場合において、加入者がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（３）コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（４）コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（５）コースⅠの場合において、当社がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの解除を行なう場合
（６）コースⅡの場合において、当社がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（７）コースⅠの場合において、当社がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスの利用の停止を行なう場合
（８）コースⅡの場合において当社がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（９）コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスについて、ＮＥＴ 約款に定める他のインターネット接続サービス（Ｊ：ＣＯＭＮＥＴ ウルトラ１６０Ｍ コースを除きます。）への品目変更を行う場合
（１０）コースⅡの場合において、加入者がＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
（１１）コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
（１２）加入者が（１）定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合
ウ 加入者は、特別定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に特別定期契約の解除を行なう場合、次表に定める特別定期契約に係る解除料の支払いを要します。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>解除料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">コースⅠの解除を行なう場合</td><td>世帯区分 1 の場合</td><td>3,500 円（税込 3,675 円）</td></tr>
<tr><td>世帯区分 2 の場合</td><td>4,500 円（税込 4,725 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コースⅡの解除を行なう場合</td><td>世帯区分 1 の場合</td><td>3,500 円（税込 3,675 円）</td></tr>
<tr><td>世帯区分 2 の場合</td><td>8,500 円（税込 8,925 円）</td></tr>
</table>
エ 当社は、コースⅡの場合において、ＮＥＴ 約款およびプライマリ電話約款で定める特別定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。
</td>
</tr>
</table>

	オ 当社は特別定期契約を締結している加入者には、第７条（最低利用期間）は適用しません。

	カ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、特別定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居によりＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特別事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）イ（１２）により、特別定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠからコースⅡへ変更を行なう場合 （3）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるＪ：ＣＯＭ ＩＮ ＭＹ ＲＯＯＭのインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

注１．番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料、株式会社ＷＯＷＯＷ、株式会社スター・チャンネルその他の視聴料は含まれておりません。また、地域事情、建物(配線)状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。

注２．ＳＴＢの交換を要する場合、当社または当社の指定する業者による工事が必要です。

注３．デジタルＷＯＷＯＷのサービスの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。また、パッケージ利用料（それぞれのパッケージを構成する株式会社ＷＯＷＯＷの視聴料は含まれます。）には、日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料、その他の視聴料は含まれておりません。

注４．有料番組は、各サービスの基本番組をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。
また、有料番組利用料はＳＴＢ１台毎に支払いを要します。

注５．「スター・チャンネル　オン　デマンド」「衛星劇場　オン　デマンド」「クラシカ・ジャパン　オンデマンド」「Ｍｎｅｔ　オン　デマンド」「デラックスアダルトセット　オン　デマンド」は、Ｊ：ＣＯＭ　オン・デマンドサービスと同じく別に定める規定により提供するものとします。また、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

注６．グリーンチャンネルのサービスの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。

注７．「フジテレビ ONE」、「フジテレビ TWO」及び「フジテレビ NEXT」の３チャンネルセット項目となります。

注８．「プレイボーイ・ルビーセット」は「プレイボーイ・チャンネル」及び「チャンネル・ルビー」の２チャンネルセット項目となります。

注９．実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

注１０．当社が別に定める「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」で規定する「デジタルベーシック」で該当の有料番組を契約している加入者が、地デジ・BS パック用サービスに申込みを行い、継続して有料番組を契約する場合に限り提供します。なお、一度有料番組を解約した場合は再度の申込みはできません。

注１１．「J:COM TV サービス加入契約約款」に定めるアナログ A サービス（アナログ）およびアナログ B サービス(アナログ)の加入者がミニデジタルサービスへ放送サービスの変更を行う際に視聴しており、変更後も継続して視聴する場合に限り提供します。

注１２．当社の業務区域内における移転による加入世帯からの申告または、加入申込者の申告による特定事業者、及び協力事業者からの紹介により加入する場合には、当社が別に定める料金表の引込・宅内工事費は無料とします。

附則

（１）当社は、特に必要がある時には、この約款に特約および規約等を付することができます。

（２）一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。

（３）この約款は、平成２１年９月１５日より施行します。

（約款の廃止に関する経過措置）

この約款の実施に伴い、当社の江戸川ケーブルテレビ株式会社加入契約約款は廃止します。

２．この約款実施の際現に、江戸川ケーブルテレビ株式会社加入契約約款の規定によりサービスの一時停止をしている契約については、サービスを再開した日の属する月から、この約款第１３条（一時停止および再開）の規定を適用するものとします。

（アナログ放送およびデジタル放送に関する経過措置）

この約款実施の際現に、江戸川ケーブルテレビ株式会社加入契約約款の規定によるアナログ放送およびデジタル放送の提供条件については、この約款の規定によります。

２．アナログ放送およびデジタル放送の利用料については、次表のとおりとします。

項目		金額（税込）	適用
アナログ放送	アナログＡ基本利用料	3,200 円 （税込 3,360 円）	ホームターミナル使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	アナログＡ 2 台目以降のホームターミナル使用料	1,700 円 （税込 1,785 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	アナログＢ基本利用料	3,500 円 （税込 3,675 円）	ホームターミナル使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	アナログＢ 2 台目以降のホームターミナル使用料	1,700 円 （税込 1,785 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	一時停止期間中のホームターミナル使用料	850 円 （税込 893 円）	ホームターミナル１台毎
	オプションチャンネル利用料		
	アナログ WOWOW	2,000 円 （税込 2,100 円）	ホームターミナル 1 台毎
	グリーンチャンネル	1,200 円	ホームターミナル 1 台毎

		（税込 1,260 円）	
	レジャーチャンネル	1,000 円 （税込 1,050 円）	ホームターミナル 1 台毎
	スター・チャンネル	1,800 円 （税込 1,890 円）	ホームターミナル 1 台毎 新規申込受付終了
	衛星劇場	1,800 円 （税込 1,890 円）	ホームターミナル 1 台毎 新規申込受付終了
	レインボーチャンネル	2,300 円 （税込 2,415 円）	ホームターミナル 1 台毎 新規申込受付終了
	囲碁・将棋チャンネル	1,300 円 （税込 1,365 円）	ホームターミナル 1 台毎 新規申込受付終了
	損害金		
	ホームターミナルの損害金	1,000 円	ホームターミナル 1 台毎
	ホームターミナル用リモコン損害金	500 円	リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
項目		金額（税込）	適用
デジタル放送	Ｍｅｄｉａｔｔｉ ＴＶデジタル 基本利用料	4,980 円 （税込 5,229 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	Ｍｅｄｉａｔｔｉ ＴＶデジタル 2 台目以降のＳＴＢ使用料	1,980 円 （税込 2,079 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	Ｍｅｄｉａｔｔｉ ＴＶデジタル プラスＲ基本利用料	5,980 円 （税込 6,279 円）	録画機能付きＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	Ｍｅｄｉａｔｔｉ ＴＶデジタル プラスＲ 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,980 円 （税込 3,129 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	17 年度デジタル エコノミーコース 基本利用料	3,800 円 （税込 3,990 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	17 年度デジタル エコノミーコース 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,300 円 （税込 2,415 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	17 年度デジタル レギュラーコース 基本利用料	4,200 円 （税込 4,410 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	17 年度デジタル レギュラーコース 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,700 円 （税込 2,835 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	17 年度デジタル デラックスコース 基本利用料	4,500 円 （税込 4,725 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
	17 年度デジタル デラックスコース 2 台目以降のＳＴＢ使用料	3,000 円 （税込 3,150 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
	16 年度デジタル ベーシックコース 基本利用料	3,800 円 （税込 3,990 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む

16 年度デジタル ベーシックコース 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,300 円 （税込 2,415 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ａ 基本利用料	4,100 円 （税込 4,305 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ａ 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,600 円 （税込 2,730 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ｂ 基本利用料	4,100 円 （税込 4,305 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ｂ 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,600 円 （税込 2,730 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ｃ 基本利用料	4,100 円 （税込 4,305 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース Ｃ 2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,600 円 （税込 2,730 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＡＢ基本利用料	4,300 円 （税込 4,515 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＡＢ2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,800 円 （税込 2,940 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＢＣ基本利用料	4,300 円 （税込 4,515 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＢＣ2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,800 円 （税込 2,940 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＡＣ基本利用料	4,300 円 （税込 4,515 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル スペシャルコース ＡＣ2 台目以降のＳＴＢ使用料	2,800 円 （税込 2,940 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
16 年度デジタル プレミアムコース 基本利用料	4,500 円 （税込 4,725 円）	ＳＴＢ使用料（1 台分）および番組表（1 冊分）の料金を含む
16 年度デジタル プレミアムコース 2 台目以降のＳＴＢ使用料	3,000 円 （税込 3,150 円）	2 台目以降の番組表の料金を含む
一時停止期間中のＳＴＢ使用料	1,000 円 （税込 1,050 円）	ＳＴＢ１台毎

	一時停止期間中の録画機能付きＳＴＢ使用料	2,000 円 （税込 2,100 円）	録画機能付きＳＴＢ１台毎
	オプションチャンネル利用料		
	デジタルWOWOW	2,300 円 （税込 2,415 円）	
	スター・チャンネルハイビジョン	1,800 円 （税込 1,890 円）	
	スター・チャンネルプラス		
	スター・チャンネルクラシック		
	Ｊ ｓｐｏｒｔｓＰｌｕｓ	1,300 円 （税込 1,365 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲで提供
	衛星劇場	1,800 円 （税込 1,890 円）	
	東映チャンネル	1,500 円 （税込 1,575 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲで提供
	フジテレビ ONE	1,000 円 （税込 1,050 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲで提供
	フジテレビ TWO		
	グリーンチャンネル	1,200 円 （税込 1,260 円）	
	グリーンチャンネル２		
	プレイボーイチャンネル	2,300 円 （税込 2,415 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲで提供
	ミッドナイト・ブルー	2,300 円 （税込 2,415 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲで提供
	レインボーチャンネル	2,300 円 （税込 2,415 円）	
	囲碁・将棋チャンネル	1,300 円 （税込 1,365 円）	Mediatti TV デジタルおよび Mediatti TV デジタル プラスＲを除くコースでオプションとしてとして提供

附則

（実施期日）この改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

（アナログ放送 オプションチャンネルの提供終了）

アナログ放送で提供している次表のオプションチャンネルについては、平成 21 年 10 月 31 日をもって、サービスの提供を終了します。

項目	金額（税込）	適用
スター・チャンネル	1,800 円 （税込 1,890 円）	ホームターミナル 1 台毎
衛星劇場	1,800 円	ホームターミナル 1 台毎

	（税込 1,890 円）	
レインボーチャンネル	2,300 円 （税込 2,415 円）	ホームターミナル 1 台毎
囲碁・将棋チャンネル	1,300 円 （税込 1,365 円）	ホームターミナル 1 台毎

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２１年１２月１日から実施します。

（番組表についての規定）
この約款実施前にアナログ放送またはデジタル放送の契約を締結している加入者には、設置している機器（ホームターミナルまたはSTB）の台数分まで、無料で番組表を配送します。
（基本番組サービスの変更についての規定）
基本番組サービスの変更については、第１１条（放送サービスの変更）の規定に準じて取り扱う他、以下のとおりとします。
（１）上表に定めるアナログ放送またはデジタル放送の加入者は、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスおよびＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタル コンパクトへのサービス変更ができるものとします。
２．上表に定めるアナログ放送またはデジタル放送の加入者が、基本番組サービスの変更を行った場合、再度変更前のサービスへの変更を行うことはできません。
（２台目以降の機器（ホームターミナルまたはSTB）使用料についての規定）
上記に定めるアナログ放送またはデジタル放送の加入者の２台目以降の機器（ホームターミナルまたはSTB）については、この約款実施前に利用している場合を除き、新たに追加申込みはできません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
この約款実施前に支払いまたは支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（この約款実施前に行なった手続きの効力等）
この約款実施前に江戸川ケーブルテレビ株式会社加入契約約款の規定により行なった手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行なったものとみなします。
２．この約款実施の際現に、江戸川ケーブルテレビ株式会社加入契約約款の規定により提供している放送サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附則
(実施期日)
この改正規定は平成21年10月1日から実施します。
（デジタルWOWOWパッケージに係る経過措置）
当社は、加入者または加入申込者からデジタルWOWOWパッケージの申込みがあった場合に、Ｂ－ＣＡＳカード１枚（Ｂ－ＣＡＳカードに付与されているID番号）につき１回限り、デジタルWOWOWパッケージサービスの提供を開始した日の属する月の翌月の利用料について、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。

区分	デジタル WOWOW パッケージ利用料
Ｊ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービス	5,880円（税込6,174円）
Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービス	5,080円（税込5,334円）

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２１年１１月２８日から実施します。

（アナログWOWOWサービスに関する経過措置）

当社は、本改正規定の実施日から、アナログWOWOWパッケージサービスの加入者が、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　WOWOWパッケージサービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトWOWOWパッケージサービスへの放送サービスの変更を行う場合、本約款料金表にかかわらず、以下の条件を適用します。

適用期間	変更したサービス	利用料	
変更を行った日を含む月を１と起算して３ヶ月間	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　WOWOWパッケージサービス	デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料	3,980円（税込4,179円）
	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトWOWOWパッケージサービス		
変更を行った日を含む月を１と起算して４ヶ月目から６ヶ月目の間	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　WOWOWパッケージサービス	デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料	5,580円（税込5,859円）
	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトWOWOWパッケージサービス		
変更を行った日を含む月を１と起算して７ヶ月目から９ヶ月目の間	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　WOWOWパッケージサービス	デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料	6,580円（税込6,909円）
	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトWOWOWパッケージサービス		5,780円（税込6,069円）

２　当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。

（１）加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合

（２）加入者が、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　WOWOWパッケージサービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトWOWOWパッケージサービスを一時停止した場合

（３）加入者が、別住所への設置場所の変更を行なった場合

附則

（実施期日）　この改正規定は、平成２２年１月１日から実施します。

（放送サービスの変更に係る経過措置）

当社は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ デジタル サービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ デジタル　コンパクトサービスへの変更を行ったアナログ放送サービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

サービス名	番組利用料	
	アナログ A	アナログ B
J:COM ＴＶデジタルサービス	3,200 円 （税込 3,360 円）	3,500 円 （税込 3,675 円）
J:COM ＴＶデジタルコンパクトサービス		

２ 当社は、以下の場合に前項の適用を終了します。

（１）加入者が、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合

（２）加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合

（３）加入者が、放送サービスの変更を行う場合

３ 当社が別に定める「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」で規定する「アナログプレミアム」、「アナログ CS パック」の加入者が、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル サービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスへ申込みを行った場合についても上表のアナログ A と同額の番組利用料を適用するとともに、第２項の規定を適用します。

（追加機器の変更に係る経過措置）

当社は、アナログ放送サービスの加入者のうち、２台目以降の HT を使用している加入者が、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル サービスへ放送サービスの変更を行うと同時に、２台目以降の HT を２台目以降のＪ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル サービス用 STB へ変更する場合、本約款料金表に関わらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

項目	Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタルサービス
２台目以降の機器使用料	500 円(税込 525 円)／ＳＴＢ１台毎

但し、変更後の料金が変更前の料金を下回る場合には、この経過処置の適用は行ないません。

当社が別に定める「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」で規定する「アナログプレミアム」、「アナログ CS パック」での２台目以降の HT を利用している加入者についても適用します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成２２年２月１日から実施します。

（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）

この改正規定実施の日から平成２２年２月末日までに、加入申込者から J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つき STB（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表　２．利用料に掲げる録画機能付き STB の利用料（タイプ I に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。

２　前項の場合において、複数台の録画機能付き STB の利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３　当社は、平成２２年３月１５日までに J:COM ＴＶデジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則
（実施期日）この改正規定は、平成２２年３月１日から実施します。
（放送サービスの変更に係る経過措置）
当社は、次表に定める適用内容に同意の上、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスに放送サービスの変更を行ったアナログ放送サービスの加入者について、以下の条件を適用します。

適用期間	適用内容
変更を行った日を含む月を 1 と起算して 12 ヶ月間	① 番組利用料（月額）を、６８０円減額します。 ※アナログ A の加入者は上記に加えて、３００円減額します。 ② Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供および双方向通信機能を制限して提供します。
変更を行った日を含む月を 1 と起算して 13 ヶ月目以降	① 番組利用料（月額）を、２００円減額します。 ② Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供および双方向通信機能を制限して提供します。

２ 当社は、前項に定める加入者が、以下の場合に前項の適用を終了します。
（１）加入者が、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合
（２）加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合
（３）加入者が、他の放送サービスへの変更を行う場合
３ 当社は、第一項に定める適用を受ける加入者には、平成２２年１月１日実施の（放送サービスの変更に係る経過措置）は適用しません。
４　当社が別に定める「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」で規定する「アナログプレミアム」、「アナログ CS パック」の加入者が、上表に定める適用内容に同意の上、Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ デジタル コンパクトサービスに申込みを行った場合についても、第２項の規定とともにアナログ A と同額の番組利用料を適用します。

（実施期日）この改正規定は、平成２２年３月１日から実施します。
（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成２２年３月末日までに、加入申込者から J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つき STB（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表　２．利用料に掲げる録画機能付き STB の利用料（タイプ I に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
２　前項の場合において、複数台の録画機能付き STB の利用を申し込む場合は、１台分の利用料について

のみ適用します。
３　当社は、平成２２年４月１５日までにJ:COM ＴＶデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年３月１１日から実施します。

附則
（実施期日）この改正規定は、平成２２年４月１日から実施します。
（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成２２年４月末日までに、加入申込者からJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つきSTB（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表　２．利用料に掲げる録画機能付きSTBの利用料（タイプIに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
２　前項の場合において、複数台の録画機能付きSTBの利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３　当社は、平成２２年５月１５日までにJ:COM ＴＶデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年４月１７日から実施します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年６月１日から実施します。
（デジタルＷＯＷＯＷパッケージに係る経過措置）
当社は、加入者または加入申込者からデジタルＷＯＷＯＷパッケージの申込みがあった場合に、Ｂ－ＣＡＳカード１枚（Ｂ－ＣＡＳカードに付与されているＩＤ番号）につき１回限り、デジタルＷＯＷＯＷパッケージサービスの提供を開始した日の属する月の翌月の利用料について、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。

区分	デジタルＷＯＷＯＷパッケージ利用料
地デジ・BSパック用サービス	２，０４３円（税込２，１４５円）

（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成２２年６月末日までに、加入申込者からＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスおよび地デジ・ＢＳパック用サービスからの変更を含みます。）および録画機能つきＳＴＢ（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表　２．利用料に掲げる録画機能付きＳＴＢの利用料（タイプIに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
２　前項の場合において、複数台の録画機能付きＳＴＢの利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３　当社は、平成２２年７月１５日までにＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタル コンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年６月１５日から実施します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年６月１７日から実施します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年7月１日から実施します。

（経過措置）
この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第１種定期契約【地デジ・ＢＳパック（1年契約)】	第１種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ ＴＶ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ（1年契約)】

（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成２２年７月末日までに、加入申込者からＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更および地デジ・ＢＳパック用サービスからの変更を含みます。）および録画機能つきＳＴＢ（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 ２．利用料に掲げる録画機能付きＳＴＢの利用料（タイプＩに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
２ 前項の場合において、複数台の録画機能付きＳＴＢの利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３ 当社は、平成２２年８月１５日までにＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ ＴＶデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則　（実施期日）この改正規定は、平成２２年7月１５日から実施します。

（附則）
（実施期日）
この改正規定は、平成２２年９月１５日より施行します。
（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成２２年９月末日までに、加入申込者から J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つき STB（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 ２．利用料に掲げる録画機能付き STB の利用料（タイプＩに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して４ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
２ 前項の場合において、複数台の録画機能付き STB の利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。
３ 当社は、平成２２年１０月１５日までに J:COM ＴＶデジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則

（実施期日）

本改正規定は、平成２２年１０月１日から実施します。

（経過措置）
この改定規程実施の際、改定以前に料金表５．定期契約の適用、５－１.第１種定期契約【Ｊ：ＣＯＭ Ｔ

Ｖ Ｍｙ ｓｔｙｌｅ（１年契約)】のサービスの提供を受けている加入者（加入者が当社が別に定める規約に定めるマンスリー・オン・デマンドサービス（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）を契約している場合を除きます。）は、表中（（１）定義等　エ　の記載に関わらず、コースⅡおよびコースⅢ（コースⅢの NET 約款に規定する J:COM NET 12M コース、を除きます。）について、この契約の満了日まで 143 円（税込 150 円）を適用します。
ただし、平成２２年１２月３１日までに満了日を迎える場合は、再度満了日を迎えるまでの間この適用を延長します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成２２年１１月１日から実施します。

（スター・チャンネル新規申込に関する措置）

当社は新規に下表の区分のサービスへの加入申込者から同時にスター・チャンネルハイビジョン、スター・チャンネルプラス、スター・チャンネルクラシック、およびスター・チャンネル　オン　デマンド（以下スター・チャンネルとします。）の申込みがあった場合に限り、スター・チャンネルの提供を開始した日の属する月の翌月の利用料について、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。但し、スター・チャンネル　オン　デマンドはサービス区分により利用できない場合があります。

＊　平成２２年１０月１日以降に新規申込された方も適用します。

区分	スター・チャンネル利用料
J:COM TV ﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｰﾋﾞｽ	利用料 476 円（税込 500 円）
J:COM TV ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺﾝﾊﾟｸﾄｻｰﾋﾞｽ	
地ﾃﾞｼﾞ・BS ﾊﾟｯｸ用ｻｰﾋﾞｽ	

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２２年１２月１日から実施します。

（ブルーレイＨＤＲ長期契約タイプに関する経過措置）

この改正規定実施の日から平成２３年１月３１日までに、第３種定期契約【お得プラン（１年契約)】、第４種定期契約【お得プラン（２年契約)】、第７種定期契約【ブルーレイＨＤＲ長期契約タイプ（１年契約)】、または第８種定期契約【ブルーレイＨＤＲ長期契約タイプ（２年契約)】の新規加入申込み者および既加入者より料金表５－３（２）ウ、５－４（２）ウ、５－７（２）ア、および５－８（２）アに定める録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の利用申込があったときは、その利用を開始した日の属する月を１と起算して３ヶ月間、この約款の規定にかかわらず、加入者はその支払いを要しません。

２　前項の場合において、複数台の録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。

３　当社は、平成２３年２月１５日までに録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の設置を完了した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年２月２４日から実施します。

（録画機能付きＳＴＢに関する経過措置）

この改正規定実施の日から平成２３年５月９日までに、本約款の料金表に定める、第３種定期契約【お得プラン（１年契約)】、第４種定期契約【お得プラン（２年契約)】に新規に申込があり、および録画機能つきＳＴＢ（タイプＩに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表２．利用料（月額）に掲げる録画機能付きＳＴＢの利用料（タイプＩに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を１と起算して１年が経過することとなる暦日の末日まで、加入者はその支払いを要しません。

２　前項の場合において、複数台の録画機能付きＳＴＢの利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。

３　当社は、平成２３年５月３１日までに本規定の適用が開始されている場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年３月１６日から実施します。

（放送サービスの変更に係る経過措置１）

当社は、本約款の（アナログ放送およびデジタル放送に関する経過措置）の規定によるデジタル放送の加入者が、平成２４年３月末日までの間に、第１０条（１)、(２)、(３)、(４）に定める放送サービスへの変更を行った場合、サービス変更を行った日を含む暦月から１２暦月までの間、以下表にもとづき本約款料金表に定める番組利用料を減額します。 なお、以下表に記載のない変更については、減額を適用しません。

サービス名		利用料の減額
変更前	変更後	（月額）
17 年度デジタル　エコノミーコース 17 年度デジタル　レギュラーコース 17 年度デジタル　デラックスコース 16 年度デジタル　ベーシックコース 16 年度デジタル　スペシャルコースＡ 16 年度デジタル　スペシャルコースＢ 16 年度デジタル　スペシャルコースＣ 16 年度デジタル　スペシャルコースＡＢ 16 年度デジタル　スペシャルコースＢＣ	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ デジタルサービス	480 円

16年度デジタル　スペシャルコースＡＣ 16年度デジタル　プレミアムコース		
17年度デジタル　エコノミーコース 16年度デジタル　ベーシックコース 16年度デジタル　スペシャルコースＡ 16年度デジタル　スペシャルコースＢ 16年度デジタル　スペシャルコースＣ	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶデジタルコンパクトサービス	380円

※変更後のサービスには、デジタルWOWOWパッケージを含みます。

２　当社は、以下の場合に第１項の適用を終了します。

（１）加入者が、変更後の放送サービスを一時停止した場合

（２）加入者が、別住所への設置場所の変更を行った場合

（３）加入者が、放送サービスの変更を行った場合

（放送サービスの変更に係る経過措置２）

当社は、江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款の規定によるデジタル放送の加入者が、平成２４年３月末日までの間に、第１０条（１）、（２）、（３）、（４）に定める放送サービスへの変更を行った場合、サービス変更を行った日を含む暦月から１２暦月までの間、以下表にもとづき本約款料金表に定める番組利用料を減額します。なお､以下表に記載のない変更については､減額を適用しません。

サービス名		利用料の減額
変更前	変更後	（月額）
デジタルサービス デジタルW録ＤＶＤサービス デジタルW録サービス デジタルW録500サービス	Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶデジタルサービス	480円

※変更後のサービスには、デジタルWOWOWパッケージを含みます。

２　当社は、以下の場合に第１項の適用を終了します。

（１）加入者が、変更後の放送サービスを一時停止した場合

（２）加入者が、別住所への設置場所の変更を行った場合

（３）加入者が、放送サービスの変更を行った場合

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年３月２４日から実施します。

（ブルーレイＨＤＲ長期契約タイプに関する経過措置）

この改正規定実施の日から平成２３年５月９日までに、第３種定期契約【お得プラン（１年契約）】または第４種定期契約【お得プラン（２年契約）】の申込があり当社が承認した加入者（加入申込みを同時に行う

加入者を除く)、およびこの改正規定実施の日までに第３種定期契約【お得プラン（１年契約)】または第４種定期契約【お得プラン（２年契約)】を締結している加入者が、録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の利用申込を行い当社が承諾した場合は、その利用を開始した日の属する月を１と起算して３ヶ月間、この約款の規定にかかわらず、加入者はその録画機能付きＳＴＢの利用料の支払いを要しません。

２　前項の場合において、複数台の録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の利用を申し込む場合は、１台分の利用料についてのみ適用します。

３　当社は、平成２３年５月３１日までに録画機能付きＳＴＢ（タイプⅢに限る）の設置を完了した場合にのみ第１項および第２項を適用します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年４月１日から実施します。

（江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービスに関する経過措置）

当社は、この改正規定と同時に施行される、「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」の（契約に関する経過措置2）に該当する加入者（以下、本経過措置内で「移行者」とします。）に、第10条（当社が提供する放送サービス）の第6項に定めるサービスとして、放送サービスの提供を継続します。

２　移行者へのサービス提供条件は、この約款の定めに関わらず、「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」に準じます。ただし、「江戸川ケーブルテレビ有線テレビジョン放送サービス契約約款」に定める範囲での、放送サービス（ペイテレビサービスを含む）の新規、変更、追加申込みの受付は行いません。

３　移行者は、この約款で平成２３年３月１６日に規定した（放送サービスの変更に係る経過措置２）の適用の対象とします。

共聴施設地デジコースに関する特約

第１条（特約の適用）

当社は、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）第１０条に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、共聴施設地デジコースを提供します。

第２条（特約の変更）

当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

２　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第３条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行ないます。

第４条（申込の方法）

本契約の申込みをすることができる者は、現にその一部または全部が受信障害地域内に属する共同受信

施設（有線電気通信法による設置届、または有線テレビジョン放送法による業務開始届の届出を行なっている施設、または当社が特に認める施設に限ります。）により地上系によるテレビジョン放送（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送）の受信を現に受けている加入申込者に限ります。

２　第１項に定める加入申込者が共聴施設地デジコースの申込みをするときは、予め約款およびこの特約を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に提出していただきます。

第５条（申込の承諾）

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

（１）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

（２）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

（３）加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合

（４）加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

（５）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

（６）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

（７）加入申込者が約款およびこの特約に違反する恐れがあると認められる場合

（８）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

（９）約款、この特約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

３　当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

４　加入申込者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第６条（共聴施設地デジコース）

当社は共聴施設地デジコースの加入者（以下「加入者」といいます。）に対しそのサービス区域内で、放送法第２条に規定する放送事業者のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送を受信するための設備の提供を行ないます。

２　加入者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から第１４条（料金表）に定める施設利用料を毎月支払うものとします。

第７条（機器等の使用）

加入者は、ＳＴＢ（付属品を含みます）の使用を申し出ることができます。

２　当社が承諾し、前項の機器等の設置を行なった場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

３　加入者は機器等の貸与を受ける場合には、その貸与を受け始めた日の翌日から第１４条（料金表）に定めるＳＴＢ利用料を毎月支払うものとします。

４　加入者は、機器等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

５　加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、

また、紛失および修理不能による場合は、第１０条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

６　加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

７　当社がこの特約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第８条（放送サービスへの変更）

加入者は、当社が提供する、Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスへの変更を申し込むことができます。

２　Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスへの変更を行う場合には、約款第５条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。

３　変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

４　当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

５　Ｊ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタルサービスまたはＪ：ＣＯＭ　ＴＶ　デジタル　コンパクトサービスへの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。

第９条（最低利用期間）

共聴施設地デジコースには、６ヶ月間の最低利用期間があります。

２　加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を１と起算して６ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第１４条（料金表）の定めにより解除料を支払っていただきます。

３　当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

（１）　当社または約款別記１に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合

（２）　第１１条（停止および解除）第３項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

４　加入者が第８条（放送サービスへの変更）をした場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、６ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

５　加入者が、第３項第１号の約款別記１に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。

６　加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第１０条（解約）

加入者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の１０日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

２　加入者は解約の場合、第１４条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

３　解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は撤去費用実費を負担します。

ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行なうものとします。

４　加入者は本条に定める解約、および第１１条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第１４条（料金表）に定める損害金を請求します。

５　加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第１１条（停止および解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または約款およびこの特約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第１０条（解約）の規定に準じて取り扱います。

２　前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

３　当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第１２条（一時停止および再開）

当社は、共聴施設地デジコースについては、約款第１３条（一時停止および再開）に規定する一時停止または再開を適用しません。

第１３条（その他の事項）

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

第１４条（料金表）

当社は、共聴施設地デジコースに関する料金を下表の通り定めます。

名称	共聴施設地デジコース
分類	デジタル方式による放送受信設備の提供サービス
料金	
１.利用料(月額)	
施設利用料	667 円（税込 700 円）
ＳＴＢ利用料	476.2 円（税込 500 円）／ＳＴＢ1 台毎

	施設利用料に追加して支払っていただきます。
第９条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する施設利用料に相当する額とします。
番組表料金	200 円（税込　210 円）／番組表 1 冊毎
２.工事費、損害金等	
引込・宅内工事費（戸建）	実費
引込・宅内工事費（集合住宅）	実費
その他の工事費	実費
故障点検・補修費	実費
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	30,000 円／ＳＴＢ（追加の簡易ＳＴＢを含む）1 台毎
	3,000 円／ＳＴＢ（追加の簡易ＳＴＢを含む）専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
	実費／取扱説明書
３.手続きに関する料金	
Ｂ－ＣＡＳカード再発行手数料	1,905 円（税込 2,000 円）
Ｃ－ＣＡＳカード再発行手数料	5,000 円（税込 5,250 円）
延滞手数料	600 円（税込 630 円）

（附則）　この特約は、平成２１年９月１５日より施行します。

地上デジタル放送の再送信に関する特約

第１条　（特約の適用）
当社は、この特約および当社が別に定める規定により、契約者が有効に所有又は占有し、保守管理を行なっている受信障害対策共聴施設の受信者（契約者が指定する受信者に限ります。以下「受信者」といいます。）に対して、地上デジタル放送の再送信を行ないます。
２　当社が別に定める規定にこの特約に記載されていない定めがある場合は、別に定める規定が優先して適用されるものとします。

第２条　（特約の変更）
当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。
第３条　（契約の締結）
当社は、この特約および当社が別に定める規定により、受信障害対策共聴施設の所有者または管理者との間において地上デジタル放送の再送信に関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、契約を締結しないことができるものとします。
（１）　地上デジタル放送の再送信の提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
（２）　契約書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
（３）　契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反するおそれがあると認められる場合
（４）　この特約および当社が別に定める規定に特段の定めがある場合
第４条　（契約の有効期間）
契約の有効期間は、本契約の締結日から契約書に定める期間までとします。
２　前項の規定にかかわらず、受信者が居住する建物における地上デジタル放送の電波受信障害が解消される日、地上デジタル放送の電波受信障害防除のための当社施設が不要となる日、将来技術革新等により地上デジタル放送が終了（異なる放送形態への移行を含む。）する日、または地上デジタル放送の受信障害の原因となる建物が存しなくなる日が前項に定める期間を経過する前に到来する場合、当社は契約を終了できるものとします。
３　前項の場合において、第７条に基づく受領金員は、一切返還いたしません。
第５条　（契約者が行う契約の解除）
契約者は、契約を解除しようとする場合は、そのことをあらかじめ当社の事業所に書面により通知していただきます。
第６条　（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。
（１）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（２）　契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反したと当社が認めたとき。
（３）　契約者が、この特約および当社が別に定める規定に定める全ての義務を履行する前に解散する等、契約者の責めに帰すべき事由によって、導入工事の完了若しくは当社施設の維持管理または地上デジタル放送の再送信をすることが不可能または著しく困難となったとき。
第７条　（料金の支払の義務）
契約者は、料金表および当社が別に定める規定に定める地上デジタル放送の再送信に関する料金の支払いを要します。
第８条　（契約に係る契約者の義務）
契約者は、次に掲げる事項につき原則として事前に当社に通知していただきます。
ただし、事前に通知することが困難な場合には、事後速やかに通知していただきます。
（１）　名称、住所又は組合および法人の代表者の変更

（２） 組合および法人の合併若しくは分割

（３） 組合および法人の解散

２　契約者は受信者に対して、共聴施設から当社施設への切り替え等、当社施設を利用するために必要な工事について事前通知の上、受信者から同意書を取得するものとします。

３　前項において、受信者からの同意書が取り付けられなかった場合、当社は当該受信者への地上デジタル放送の再送信に係る義務一切は免責されるものとします。

第９条　（その他の事項）

当社施設に関する事項、免責事項、禁止事項、準拠法、言語については、当社の J:COM TV サービス加入契約約款の定めに準じます。

（料金表）

料金表		
区分	単位	料金額
１.契約料	契約者が指定する棟ごとに	２５，０００円
２.導入工事負担金	契約者が指定する棟ごとに	実費
３.維持管理費	契約者が指定する棟または世帯ごとに	当社が別に定める規定に定めます。

附則

この特約は、平成２１年９月１５日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

１．契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。

２．契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払います。

３．契約者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。

４．契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定

したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

別記１（第７条関連）別に定める特定事業者

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコム関東、株式会社シティテレコムかながわ、株式会社横浜テレビ局、宮城ネットワーク株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、豊中・池田ケーブルネット株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌

別記２（第１２条関連）ＰＰＶ等の個別視聴申込方法

１．申込方法

テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。

（例.申込画面で、「購入しない」の選択を右に移動させ、「購入する」が反転している状態で「決定」を押すことにより、申込は確定します。）

２．撤回

「決定」したあとは申込みの撤回はできなくなります。

３．その他

当社は、ＣＭおよび電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

別記３（第１４条関連）料金の支払方法

１．加入者は、料金について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

２．加入者は、当社所定の申込書に記入の上、原則、クレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。この場合、当社が有する加入者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。

３．クレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落されることとなります。

４．第２項および第３項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。

５．加入者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。

６．料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。

７．当社は、毎月１日から末日までを１ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。

８．当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記４（第３７条関連）加入者に関する情報

１．加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性および個人または団体の特性に関する事項

２．契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求した日に関する事項

３．契約内容に関する事項

４．利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項

別記５　別に定める協力事業者

株式会社大田ケーブルネットワーク、小田原ケーブルテレビ株式会社、熊本ケーブルネットワーク株式会社、株式会社ケーブルネットワーク千葉、株式会社シティテレビ中野、八王子テレメディア株式会社、武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社、マイ・テレビ株式会社、株式会社ＪＣＮ船橋習志野、株式会社ＪＣＮ横浜、株式会社ＪＣＮコアラ葛飾、株式会社鎌倉ケーブルコミュニケーションズ、いちかわケーブルネットワーク株式会社、日野ケーブルテレビ株式会社、株式会社ＪＣＮ埼玉、株式会社ＪＣＮ関東、川越ケーブルビジョン株式会社、株式会社ケーブルテレビ足立、株式会社ケーブルテレビジョン東京